

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげんの 新型転換炉原型炉施設原子炉設置変更許可 －使用済燃料の処分の方法の変更－

令和 6 年 1 月 1 7 日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、標記の新型転換炉原型炉施設原子炉設置変更許可について、原子力委員会、文部科学大臣及び経済産業大臣への意見聴取の結果を踏まえ、審査の結果を取りまとめ、新型転換炉原型炉施設原子炉設置変更許可を決定することについて付議するものである。

2. 経緯

令和 5 年 7 月 2 8 日に、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 6 6 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 4 3 条の 3 の 8 第 1 項の規定に基づき、新型転換炉原型炉ふげんの使用済燃料の処分の方法について、国外において使用済燃料の再処理を行う場合、再処理により回収されるプルトニウムの取扱いについて明確化するための原子炉設置変更許可申請書が提出された。また、令和 5 年 1 1 月 1 6 日に、同機構から同申請書の補正書が提出された。

原子力規制委員会は、本件申請について、原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 8 第 2 項において準用する同法第 4 3 条の 3 の 6 第 1 項各号のいずれにも適合しているものと認められることから、令和 5 年 1 1 月 2 9 日、審査の結果の案を取りまとめ、原子力委員会、文部科学大臣及び経済産業大臣の意見を聴くこととした。

3. 原子力委員会への意見聴取の結果

原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 8 第 2 項において準用する同法第 4 3 条の 3 の 6 第 3 項に基づき、同法第 4 3 条の 3 の 6 第 1 項第 1 号に規定する許可の基準の適用について原子力委員会の意見を聴いたところ、別紙 1 のとおり「本件申請については、（中略）当該原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとする原子力規制委員会の判断は妥当である」との答申があった。

4. 文部科学大臣への意見聴取の結果

原子炉等規制法第71条第1項に基づき、文部科学大臣の意見を聴いたところ、別紙2のとおり「異存はありません」との回答があった。

5. 経済産業大臣への意見聴取の結果

原子炉等規制法第71条第1項に基づき、経済産業大臣の意見を聴いたところ、別紙3のとおり「許可することに異存はない」との回答があった。

6. 審査の結果

令和5年11月29日に原子力規制委員会において取りまとめた審査の結果の案について、本日付けで別紙4のとおり審査の結果として取りまとめることを決定いただきたい。

7. 新型転換炉原型炉施設原子炉設置変更許可処分

以上を踏まえ、本件申請が原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項各号に規定する許可の基準のいずれにも適合していると認められることから、同法第43条の3の8第1項の規定に基づき、別紙5のとおり許可することを決定いただきたい。

<資料一覧>

【別紙 1】（原子力委員会からの回答）

「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげんの新型
転換炉原型炉施設の原子炉設置変更許可について（答申）」

参考 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん
新型転換炉原型炉施設原子炉設置変更許可に関する意見の聴取につ
いて

【別紙 2】（文部科学大臣からの回答）

「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん新型転
換炉原型炉施設原子炉設置変更許可に関する意見の聴取について（回答）」

【別紙 3】（経済産業大臣からの回答）

「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センタ
ー新型転換炉原型炉施設の原子炉設置変更許可に関する意見の聴取につ
いて（回答）」

【別紙 4】（審査の結果（案））

「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん新型転
換炉原型炉施設原子炉設置変更許可申請書の核原料物質、核燃料物質及び
原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について（案）」

【別紙 5】（原子炉設置変更許可（案））

「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげんの設置
変更について（案）」

府科事第 1 4 1 2 号
令和 5 年 1 2 月 2 1 日

原子力規制委員会 殿

原子力委員会

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん
の新型転換炉原型炉施設の原子炉設置変更許可について（答申）

令和 5 年 1 1 月 2 9 日付け原規規発第 2 3 1 1 2 9 1 号をもって意見照会の
あった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
第 4 3 条の 3 の 8 第 2 項において準用する同法第 4 3 条の 3 の 6 第 1 項第 1 号
に規定する許可の基準の適用については、別紙のとおりである。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげんの新型転換炉原型炉施設の原子炉設置変更許可申請書に関する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用について

本件申請については、

- ・既に廃止措置中であり、運転停止に関する恒久的な措置がとられており、原子炉は運転されないこと
- ・使用済燃料については、国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において全量再処理を行うこと
- ・国外において再処理を行う場合、再処理により回収されるプルトニウムは、我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の許可を有する原子力事業者が平和利用の目的のみに譲り渡すこと

等の諸点については、その妥当性が確認されていること、加えて我が国では当該原子炉も対象に含めた保障措置活動を通じて、国内の全ての核物質が平和的活動にとどまっているとの結論を国際原子力機関（IAEA）から得ていること、また、本件に関して得られた全ての情報を総合的に検討した結果から、当該原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとする原子力規制委員会の判断は妥当である。

なお、原子力委員会は、我が国が堅持する「利用目的のないプルトニウムは持たない」との原則の下、原子力の平和利用に係る透明性向上等の観点から、平成30年7月に「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」（以下「基本的な考え方」という。）を決定し、我が国のプルトニウム保有量を減少させる方針等を明らかにしてきたところである。本件申請における取扱いによって我が国のプルトニウム保有量が増加することはないと考えられるため、かかる観点からすると、本件申請については、基本的な考え方と矛盾しているわけではないと考える。一方、基本的な考え方は、本件申請における「使用済燃料を再処理することにより得られるプルトニウムを他国に譲り渡すこと」との取扱いの是非について判断するために示しているものではないことを申し添える。

原規規発第2311291号
令和5年11月29日

原子力委員会 殿

原子力規制委員会
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん
新型転換炉原型炉施設原子炉設置変更許可に関する意見の聴取につ
いて

上記の件について、令和5年7月28日付け令05原機(ふ)113(令和5年11月16日付け令05原機(ふ)257をもって一部補正)をもって、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 理事長 小口 正範から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第43条の3の8第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、同法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項各号のいずれにも適合していると認められるので、同法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第3項の規定に基づき、別紙のとおり同条第1項第1号に規定する基準の適用について、貴委員会の意見を求める。

なお、審査の結果、別紙のとおり、本件申請が同条第1項第1号に規定する基準に適合していると認められると判断したところであるが、使用済燃料を再処理することにより得られるプルトニウムを他国に譲り渡すこと自体の是非は原子力規制委員会が判断すべき事柄ではなく、本件申請が「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」(平成30年7月31日原子力委員会決定)に整合しているかは貴委員会において判断されるものと理解していることを申し添える。

【別紙 2】

5 文科開第 1 1 2 6 号
令和 5 年 1 2 月 1 1 日

原子力規制委員会 殿

文 部 科 学 大 臣
盛 山 正 仁
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん新型
転換炉原型炉施設原子炉設置変更許可に関する意見の聴取について
(回答)

令和 5 年 1 1 月 2 9 日付け原規規発第 2311291 号で意見の聴取があった標記につ
いては、異存はありません。

20231129資第8号
令和5年12月26日

原子力規制委員会 宛て

経済産業大臣

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置
研究開発センター新型転換炉原型炉施設の原子炉設置変更
許可に関する意見の聴取について（回答）

令和5年11月29日付け原規規発第2311291号により意見照
会のあった標記の件については、許可することに異存はない。

【別紙 4】

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉 原型炉ふげん新型転換炉原型炉施設原子炉設置変更許 可申請書の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に 関する法律に規定する許可の基準への適合について（案）

番 号
年 月 日
原子力規制委員会

令和5年7月28日付け令05原機（ふ）113（令和5年11月16日付け令05原機（ふ）257をもって一部補正）をもって、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 理事長 小口 正範から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第43条の3の8第1項の規定に基づき提出された新型転換炉原型炉施設原子炉設置変更許可申請書に対する法第43条の3の8第2項において準用する法第43条の3の6第1項各号に規定する許可の基準への適合については以下のとおりである。

1. 法第43条の3の6第1項第1号

本件申請については、

- ・既に廃止措置中であり、運転停止に関する恒久的な措置がとられており、原子炉は運転されないこと
- ・使用済燃料については、国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において全量再処理を行うという方針に変更はないこと
- ・国外において再処理を行う場合、再処理により回収されるプルトニウムは、我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の許可を有する原子力事業者が平和利用の目的のみに譲り渡すこと

から、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれはないものと認められる。

2. 法第43条の3の6第1項第2号から第5号

本件申請については、使用済燃料の処分の方法に係る事項以外を変更するものではなく、法第43条の3の6第1項第2号から第5号に規定する許可の基準に係る事項に変更はない。

【別紙5】

(案)

番 号
年 月 日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 名 宛て

原子力規制委員会

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん
の設置変更について

令和5年7月28日付け令05原機(ふ)113(令和5年11月16日付
け令05原機(ふ)257をもって一部補正)をもって、申請のあった上記の
件については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和
32年法律第166号)第43条の3の8第1項の規定に基づき、許可します。